

## ■介護保険制度との関係

介護保険サービスを利用できる方は、65歳以上で要介護・要支援認定を受けた方、又は40歳以上65歳未満で下記に掲げる疾病が原因で、要介護・要支援認定を受けた方です。

障害者手帳をお持ちの場合でも、要介護・要支援認定を受けている方は、原則的に介護保険サービスを利用していただくことになります。ただし、介護保険の制度にないサービスについては、障害者福祉制度のサービスを利用することができます。

表・特定16疾病

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| がん[がん末期] ※                                    |
| 関節リウマチ                                        |
| 筋萎縮性側索硬化症                                     |
| 後縦靱帯骨化症                                       |
| 骨折を伴う骨粗しょう症                                   |
| 初老期における認知症                                    |
| 進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病<br>(パーキンソン病関連疾患) |
| 脊髄小脳変性症                                       |
| 脊柱管狭窄症                                        |
| 早老症                                           |
| 多系統萎縮症                                        |
| 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症                      |
| 脳血管疾患                                         |
| 閉塞性動脈硬化症                                      |
| 慢性閉塞性肺疾患                                      |
| 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症                    |

※ 表中「がん」については、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

## ■避難行動要支援者避難支援事業

内 容 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者（災害時に自力避難が困難な下記の対象者）の内、災害時に地域支援者（お住まいの地域の自治会や民生委員・児童委員等）の避難支援を必要とする方を、地域で協力して支援する事業です。

この事業の支援を受けるには、個人情報避難行動要支援者名簿に登載をし、地域支援者等関係者に公開されることに同意していただく必要があります。

また、同意いただいた避難行動要支援者には一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別避難計画書の作成をお願いしています。

※災害時は誰もが被災者となる可能性があるため、その支援が必ず行われることをお約束や保証するものではなく、また、地域支援者に法的な責任や義務を負わせるものでもありません。避難支援は、地域支援者の任意の協力によるものです。

対象者 自力での避難が困難な方のうち、自宅で生活されていて、  
以下の①～⑦のいずれかに当てはまる方  
(病院や福祉施設に入院・入所されている方は除きます)

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ② 介護保険法に基づく要介護3、4又は5の方
- ③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ④ 療育手帳A又はAの交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ⑥ 市や地域支援者等が自力で避難することが困難と認める方
- ⑦ その他、自力で避難することが困難な方（難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、避難行動に不安がある方など）で自ら名簿への登載を希望する方

問い合わせ 危機管理課 電話 04-2953-1111 内線 3694、3695、3698  
障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591

### ■災害に備えましょう

災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に困らないよう、普段から災害への準備をしておきましょう。日常的に使用している物品（ストマ装具・紙おむつ等）は、最低1週間分は備蓄し、非常時に持ち出せるようにしましょう。

## ■福祉避難所

内 容 市では災害が発生し、特に避難の長期化が予想される場合に、障害のある方や介護度の高い方など、一次避難所では生活することが困難な方が避難生活を送ることができるように社会福祉法人等と福祉避難所の協定を締結しました。

福祉避難所は災害発生時に必要に応じて開設される「二次的避難所」で、一般の指定避難所とは異なり、災害発生後すぐに開設されるものではありませんので、まずは身近な一次避難所への避難をお願いします。

### ■ 福祉避難所一覧

| 地区  | 施設名                         | 住所          | 主な対象者 |
|-----|-----------------------------|-------------|-------|
| 入間川 | 特別養護老人ホーム 第二つつじの園<br>(休園中)  | 入間川865-1    | 高齢者   |
| 入曽  | 特別養護老人ホーム むさしの園             | 南入曽1044-1   | 高齢者   |
|     | 特別養護老人ホーム むさしの園わかば          | 南入曽1048-2   | 高齢者   |
|     | 特別養護老人ホーム 福寿の里              | 北入曽1502-1   | 高齢者   |
| 堀兼  | 大樹の森 災害時避難スペース              | 加佐志244-1    | 障害児・者 |
|     | 中新田自立スクエア<br>災害時避難スペース はるにれ | 中新田73-3     | 障害児・者 |
|     | しののめ                        | 加佐志139-1    | 障害児・者 |
|     | 特別養護老人ホーム オリーブ              | 上赤坂290-1    | 高齢者   |
|     | 特別養護老人ホーム さくら               | 加佐志104      | 高齢者   |
|     |                             |             |       |
| 柏原  | 青い実学園                       | 柏原758-1     | 障害児・者 |
|     | 特別養護老人ホーム さやま苑              | 柏原758-4     | 高齢者   |
|     | 介護老人福祉施設<br>特別養護老人ホーム つつじの園 | 柏原1185-6    | 高齢者   |
|     |                             |             |       |
| 水富  | 県立狭山特別支援学校                  | 笹井2958      | 障害児・者 |
|     | 介護老人福祉施設 ジョアン宮地の里           | 笹井1568-2    | 高齢者   |
|     | 特別養護老人ホーム ひろせの杜             | 上広瀬霞ヶ丘939-1 | 高齢者   |

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

高齢者支援課 電話 04-2953-1111 内線 1571

# ■障害者差別解消法

内 容 この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくし、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、企業や店舗など、事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化されました。

## ★対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」は、障害者手帳を持っている人だけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限があるすべての人が対象です。（障害児も含まれます。）

## ★対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」は、会社やお店など、同じサービスなどをくり返し継続する意思をもって行う人たちです。社会福祉法人の事業所やボランティアグループなども入ります。

## ★この法律の主な内容は？

### ①「不当な差別的取扱い」の禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、差別することを禁止しています。

【例】障害があることを理由に窓口で対応を拒む

保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない など

### ②「合理的配慮の提供」

障害のある人から、何らかの配慮を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で配慮することを求めています。

【例】段差がある場合、スロープなどを使って車いすの移動を補助する

意思を伝え合うために、筆談をしたり、絵や図などを使う など

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト（内閣府）  
<https://shougaishasabetukaishou.go.lg/>

★不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供で困ったことがありましたら、市役所障がい者福祉課で相談を受け付けています。

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1592 FAX 04-2952-0615

## ・社会福祉施設一覧

埼玉県ホームページ「社会福祉施設等一覧」下記 URL をご参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/sisetumeibo.html>



## ※市委託事業所

| NO | 施設名           | 法人名 | 所在地           | 電話番号      |
|----|---------------|-----|---------------|-----------|
| 1  | 障害者基幹相談支援センター | 狭山市 | 狭山市富士見 1-1-11 | 2937-7771 |
| 2  | 障害者就労支援センター   | 狭山市 | 狭山市入間川 1751-9 | 2997-9903 |

## ※市内相談支援事業所

| NO | 施設名                   | 法人名            | 所在地                             | 電話番号      |
|----|-----------------------|----------------|---------------------------------|-----------|
| 1  | 大樹の家 生活支援室            | (福)茶の花福祉会      | 狭山市狭山 47-29                     | 2955-2946 |
| 2  | 地域生活支援センター<br>スペースきずな | (福)こぶし福祉会      | 狭山市鷺ノ木 28-9                     | 2900-3331 |
| 3  | 生活支援センター日向            | (福)みのり福祉会      | 狭山市東三ツ木 223-26                  | 2969-7755 |
| 4  | 相談支援事業所あさひ            | (福)東雲会         | 狭山市加佐志 139-1                    | 2941-2122 |
| 5  | 相談支援事業所 寿             | (株)顧愛          | 狭山市中央 1-46-8                    | 2999-3030 |
| 6  | 相談支援センター 優愛           | (株)メルフィス       | 狭山市富士見 2-22-32<br>サンヴェール富士見 201 | 2935-3402 |
| 7  | LS 狭山                 | (株)アロハホールディングス | 狭山市南入曽 459-1<br>北田ビル 2F         | 2937-4504 |
| 8  | 相談支援事業所みちくさ           | (福)こぶし福祉会      | 狭山市東三ツ木 275-3                   | 2955-4046 |

## ※市内障害者団体

| NO | 団体名                  | 代表者名    | 連絡先                          |
|----|----------------------|---------|------------------------------|
| 1  | 狭山手をつなぐ親の会(知的障害)     | 伊藤 照子   | 事務局<br>2954-1767             |
| 2  | 狭山市精神障害者家族会(狭山こぶしの会) | 白内 美和子  | 090-2632-2039                |
| 3  | 狭山市聴覚障害者の会           | 岡野 敏昭   | 事務局<br>sayama.deaf@gmail.com |
| 4  | 狭山ハンデスポーツクラブ         | 山崎 由利子  | 障がい者福祉課<br>2953-1111(内線1592) |
| 5  | 狭山視覚障害者の会            | 鎌田 勝弘   | 障がい者福祉課<br>2953-1111(内線1592) |
| 6  | さやまのペンギン村            | 門坂 美恵   | 2959-3362                    |
| 7  | 狭山市車椅子と仲間の会          | 苅谷 浩三   | 障がい者福祉課<br>2953-1111(内線1592) |
| 8  | フレンズ                 | 障がい者福祉課 | 障がい者福祉課<br>2953-1111(内線1592) |
| 9  | 高次脳機能障害家族の会さやま       | 障がい者福祉課 | 障がい者福祉課<br>2953-1111(内線1592) |

| 番号制度(マイナンバー)取扱事務  |                                                                                           |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務の名称             | 事務の概要                                                                                     |
| 障害児通所給付費の支給に関する事務 | 児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する事務                                                                   |
| 身体障害者手帳の交付に関する事務  | 身体障害者手帳の各種申請受理、進達、交付、手帳情報管理等の事務                                                           |
| 身体障害者福祉に関する事務     | 身体障害者福祉法による障害者福祉サービスの支給、障害者支援施設等への入所等の措置または、費用の徴収に係る事務                                    |
| 精神障害者福祉に関する事務     | 精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務                                                                     |
| 知的障害者の福祉に関する事務    | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務                                         |
| 障害児福祉手当に関する事務     | 障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、福祉手当の認定の認定請求の受理及び認定、所得状況届の受理、内容審査、各種変更届の受理、内容審査、台帳登録事務等の支給に関する事務 |
| 障害者総合支援に関する事務     | 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務                                                              |
| 在宅心身障害者福祉手当に関する事務 | 在宅心身障害福祉手当の認定請求の受理及び認定、内容審査、各種変更届の受理、内容審査、台帳登録事務等の支給に関する事務                                |
| 心身障害者医療費の支給に関する事務 | 心身障害者医療費受給資格登録申請書、変更届等の受理、審査又は支給申請書の受理、審査等支給に関する事務                                        |
| 日常生活用具の支給に関する事務   | 地域生活支援事業のうち、日常生活に必要な用具の給付等に関する事務                                                          |